

平成
24年度

第3回住宅リフォーム助成の申請を受け付けます

▼対象チェック！申請前に下記の事項を確認してください▼

対象者



- ①海老名市に1年以上住民登録をしている
- ②リフォームをする住宅に申請者本人が居住し、所有者である
- ③市税などを滞納していない

対象住宅



- ①海老名市内にある戸建住宅
- ②海老名市内にあるマンションの自己専有部分
- ③海老名市内にある店舗など併用住宅の住居部分

対象工事



- ①これから着工予定の工事（着工中・終了した工事は対象外）
- ②市内に本社・本店があり、市に届出をしている施工業者が行う工事
- ③工事費が10万円以上（税抜）のもの
- ④市から同内容の住宅に関わりのある補助制度を利用していない
- ⑤平成25年3月末までに完成すること
- ⑥1棟につき1回限りの助成とする（過去に助成金交付済みの方は申請不可）

※対象工事内容は、住宅公園課窓口で配布（市ホームページからダウンロード可）のチラシをご覧ください。



▼対象の方は以下の期間に申請をしてください▼

▶期 間 10月25日(木)～11月7日(水)（土(日)祝は除く）

▶時 間 9時～17時（12時～13時は除く）

▶場 所 10月25日(木)・26日(金)／市役所401会議室
29日(月)以降／住宅公園課窓口

▶提出書類 ①住宅リフォーム助成金交付申請書②見積書の写し③撮影日入りの現況写真（工事予定箇所と住宅全体の写真）など

▶その他 1申請期間内、1事業者5件までの受注枠があります。施工業者に問い合わせの際は、件数の確認をお願いします。申請書と業者一覧表は、住宅公園課窓口および市ホームページから入手可。

(株)杉久保デザイン社で

住宅リフォームの

申請・見積・相談を

無料で行っています

TEL 238-5000

お気軽にお電話ください

住宅リフォームQ&A

Q.取扱業者かどうかは、どこでわかりますか？

A.住宅公園課窓口で業者一覧を配布しています。
市ホームページからも確認できます。

Q.申請書の提出は、申請者以外の人でも可能ですか？

A.代理の方でも可能です。ただし、訂正箇所などがある場合は、申請者本人の印鑑が必要になります。

Q.車庫・門扉は対象になりますか？

A.外構や居住部分以外の工事は対象になりません。
現在、居住している部分のみが対象です。